

志木市子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。</p> <p>第15条 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。<u>ただし、市外に居住する者については、保護者1人につき、1日当たり100円とする。</u></p> <p><u>(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)</u></p> <p>第15条 市長は、<u>法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合における利用料金は、保護者1人につき、1日当たり100円の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金の納入)</u></p> <p>第16条 センターを利用する者は、<u>前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納入しなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。</u></p> <p>第17条 略</p>